



環 評 審 第 2 5 号
平成24年9月13日

沖縄防衛局長 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会 長 宮 城 邦 清



米軍泡瀬ゴルフ場移設事業に係る現地視察について（建議）

事業の着手後に実施される事後調査は、環境影響評価における調査、予測及び評価の不確実性等を補い、事業の実施に係る環境を保全する目的で行われるものであることから、知事から諮問を受けた事後調査報告書について環境保全の見地から必要な意見を述べるにあたっては、事後調査の結果（環境の状況、環境保全措置の実施状況等）を確認する必要があります。

そのため、当審査会は、事業実施区域及びその周辺域の環境状態を詳細に把握する目的で現地視察を実施しており、現地視察は、事後調査の結果を検証し、事業に係る環境保全を図らせる上で極めて重要なことであります。

しかしながら、本事業にかかる平成24年の現地視察は、視察箇所や時間などが限られ、事後調査の結果を十分に検証できなかったことから、今後は下記のことについて真摯に対応するよう要望します。

記

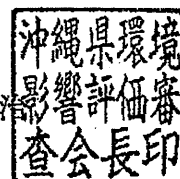
当審査会が要望する内容（視察箇所、視察時期、視察時間、視察対象等）の現地視察が可能となるように、事業者として施設管理者との調整を十分に行うとともに迅速に対応して、当審査会の現地視察に協力すること



環評審第26号
平成24年9月13日

沖縄県知事 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会長 宮城 邦治



米軍泡瀬ゴルフ場移設事業に係る現地視察について

当審査会では、別添の平成24年9月13日付け環評審第25号のとおり、標記事業に係る現地視察への協力について沖縄防衛局長へ建議したので、県においても引き続き当審査会の現地視察に係る事業者との調整を十分行っていただききたい。